



かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



登録番号	138
登録日	平成24年10月1日

名称	社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会
代表者職名・氏名	会長 上之園 彰
所在地	〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号
電話番号	099-221-6070
ホームページアドレス	https://www.dondon-net.or.jp/
業種	医療・福祉
業務概要	社会福祉を目的とする事業の企画・実施、ボランティア活動の振興、高齢者福祉センター・心身障害者総合福祉センター・地域福祉館等の管理運営、共同募金事業への協力など。
行動計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 全職員の有給休暇取得率を年度付与日数の50%以上にする。</p> <p>〈対策〉 令和7年4月～ ・職員が有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。 (正副担当者の配置, 会議等の計画的な開催, 管理職からの声かけによるきっかけづくり等) ・各所属において有給休暇の取得計画を策定する。 ・定期的に職員ごとの有給休暇の取得状況を把握する。</p> <p>目標2) 育児休業, 子の看護休暇及び短時間勤務の制度に関する内容の周知や情報提供を行い, 取得促進につなげる。</p> <p>〈対策〉 令和7年6月～ ・仕事と育児の両立を支援するため, 定期的に当会の育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。</p>
こんな両立支援に取り組んでいます	<ul style="list-style-type: none">■ 育児休業を取得しやすい環境づくり 配偶者の就業や養育可能な心身の状況等に関わらず, 子どもが1歳に達するまで育児休業を取得できます。■ 子の看護等休暇制度の導入 子どもが体調を崩した場合以外にも, 看護等(学級閉鎖や入園式等)年間5日(時間単位でも可, 2人以上の場合は10日)の範囲内で看護休暇を取得できます。■ 時間外労働の制限 小学校就学前の子どもを養育する職員については, 申し出があれば, 原則として所定外労働をさせることはできないこととしています。■ 養育両立支援休暇の導入 3歳から小学校就学前の子どもを養育する職員については, 就業しつつ子どもを養育することを容易にするための休暇(子どもが就学する小学校の下見等)を, 一日の所定労働時間は変更せずに, 年に10日(時間単位でも可)

取得できます。

■ ノー残業デーの導入

毎週1日をノー残業デーとし、業務予定表への記載、朝礼時の呼びかけなどにより周知し、積極的に定時退社を推進しています。